

		農林水産常任委員会	
令和元年9月4日受理		請 第 5 号	
件 名	主要農産物種子法の廃止に伴う種子条例の制定を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
鎌 田 聡 濱 田 大 造 岩 田 智 子 山 本 伸 裕			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県農業の発展に不可欠な種子を守り、事業の安定性や実効性を担保する「主要農産物種子条例」を制定することを請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>2018年3月末をもって、主要農産物種子法（種子法）が廃止された。</p> <p>種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした、世界に誇るべきものであり、同法のもとで、米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は、特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されている。</p> <p>種子法の廃止に対し、「なぜ廃止するのかわからない」「地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠」との声が上がり、新潟、埼玉、兵庫、山形、富山、北海道、岐阜、福井、宮崎、鳥取、長野の11道県で条例を制定し、宮城、栃木、岩手、群馬、愛知、滋賀などで制定を検討するなど、全ての都道府県で何らかの形で種子事業を続ける方針である。</p> <p>また、2018年4月、「主要農産物種子法復活法案」が野党6党の共同提案で国会に提案され、審議されている。</p> <p>農業が主産業の熊本県は、種子法廃止後も変わらず生産を続けられるようにしているが、この間築き上げてきた試験場等の取り組みが後退することのないよう、法的効力のない「要領」ではなく、安心して農業が続けられるように、主要農産物種子条例の制定を求める。</p>			